

## 岐阜県周産期医療施設運営費等補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図るため、岐阜県周産期医療施設運営費等補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、周産期医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知。以下「実施要綱」という。）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、実施要綱において使用する用語の例による。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、実施要綱第4の2又は第6の2に該当するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。
  - 一 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
  - 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
  - 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
  - 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
  - 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
  - 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 第1項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りでない。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（ただし、補助金額の変更であって交付決定額の30パーセント以内の減額変更を除く。）をする場合には、別記第2号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 補助事業者は、補助事業の内容の変更（ただし、補助金の増額を伴わない補助事業の内容であって補助事業に関する経費の30パーセント以内の変更を除く。）をする場合には、別記第3号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、別記第4号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- 四 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の進行が困難になった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 五 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付されることがあること。
- 六 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 七 この補助金に係る補助対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。
- 八 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円（市町村以外の者にあっては、30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで交付の目的に反して

使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。

九 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、補助事業者が市町村の場合は、当該市町村の契約手続の取扱いに準拠すること。  
（変更申請手続）

第7条 補助事業者は、前条第1号から第3号までの承認を受けようとするときは、毎年度1月15日までに申請を行わなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

（状況報告）

第9条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示する事ができる。

（実績報告）

第10条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 前項の報告書には、別記第5号様式において定める様式を添付しなければならない。
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ）の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。
- 4 実績報告書（年度終了に係る実績報告を除く。）を提出するに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかなときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付時期等）

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

（補助金交付請求書）

第12条 補助金の交付請求書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税等の申告により補助事業に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、別記第7号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、その確定額を知

事に報告すること。

- 2 前項の場合において、補助事業者が、全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。
- 3 補助事業者は、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額に相当する金額を県に返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第14条 第5条第1項の申請があった場合において、申請者が第3条第2項の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条第2項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を作成しなければならない。

- 2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項に定める書類の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円（市町村以外の者にあっては、30万円）以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日までとする。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 書面により提出する場合 3部（補助事業者の所在地が岐阜市である場合は、2部）
- 二 電子ファイルにより提出する場合 1部

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(適用年度)

- 1 この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。  
(経過措置)
- 2 平成25年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(適用年度)

- 1 この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。  
(経過措置)
- 2 平成28年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(適用年度)

- 1 この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。  
(経過措置)
- 2 令和2年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

(適用年度)

附 則

- 1 この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。  
(経過措置)
  - 2 令和5年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 附 則
- 1 この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。  
(経過措置)
  - 2 令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表

補助事業	種目	補助対象経費	補助金の額
周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号。以下「国交付要綱」という。）別表2の第5欄に定める経費	国交付要綱6(2)②イ(ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。以下同じ。）
	地域周産期母子医療センター	国交付要綱別表2の第5欄に定める経費	国交付要綱6(2)②イ(ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
	母体救命強化加算	国交付要綱別表2の第5欄に定める経費	国交付要綱6(2)②イ(ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（地域周産期母子医療センターの場合は3分の1）を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額
	麻酔科医配置加算		
	臨床心理技術者配置加算		
NICU等長期入院児支援事業	日中一時支援事業	国交付要綱別表2の第5欄に定める経費	国交付要綱6(2)④イ(ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が定めた額